

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

(1) 基本的な考え方

(主な意見)

- 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援は入所施設だけが果たしている役割ではないのではないか。

(修正箇所) 305～308行(資料2の該当箇所)

- ④ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援の更なる推進や、重度化・高齢化した入所者への対応、終末期における看取りまでの支援は、**特に障害者支援施設において重要**である。また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境(居室、日中活動など)にすることが必要である。

(2) 各論

- ① 意思決定支援について → **利用者の意思・希望の尊重について**に修正

(主な意見)

- 自分の気持ちを伝えられないだけでなく、相手の言っている話の内容が理解できないケースもあるので、わかりやすい情報の提供について盛り込んでほしい。
- 体験に基づく意思決定支援という観点も入れてほしい。
- 食事の時間帯などももう少し個別化してもよいのではないか。
- 単に選択肢を提示するだけでなく、本人が判断するための情報・経験を保障するというより手前の段階からの支援が不可欠である。
- 脱施設化ガイドラインにおける施設の典型的要素(※)を減らしていく取組を本人がわかるような形で記載すべきではないか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

(①の続き)

- ※ ・介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助をしてもらうかについての意思表示権がない、または制限されている、
- ・地域での自立した生活から隔離され、分離されている、 ・日々の決定をコントロールできない、
- ・誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない、 ・個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である、
- ・一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所でほぼ同じ活動を行う、 ・サービス提供が父権主義的アプローチである
- ・生活環境を監督する、 ・同じ環境に障害のある人が偏っている

(修正箇所) 3 1 1 ~ 3 2 6 行

①利用者の意思・希望の尊重について

- ・ 自ら意思を決定することに困難を抱える方に対して、本人に関わる様々な人たちが本人を中心に支援を積み重ね、可能な限り本人が意思決定できるように支援する必要がある。また、確認した意思の実現に向けた支援を行うことが重要である。
- ・ 本人が意思を決定するために必要な情報の説明は、本人が理解できるように工夫して行うことや、本人が自分の意思を表明しやすいよう場面や環境等の配慮を行うことが重要である。また、体験や経験を通じた選択の機会を確保することが重要である。
- ・ 意思決定支援ガイドラインを踏まえ、日常生活上の意思決定支援だけではなく、社会参加も含めた活動に重きを置いた意思決定支援も行われるよう、施設職員の意識の変化を図ることが必要である。
- ・ 施設の日課や活動の内容等に利用者の希望が反映されることや、本人にとって必要な支援が必要なときに提供されるよう、十分に配慮することが重要である。また、支援においては利用者の人格を尊重し、可能な限りパターンリズムが排除されなければならない。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

② 地域移行を支援する機能について

(主な意見)

- 地域移行後のイメージを持ってもらうために施設入所中に他のサービスを利用できるようにすべきではないか。
- 地域移行について、見学だけではなく、生活の体験をすることも重要ではないか。
- 地域移行について、「1人暮らし・結婚等」を中心に検討してほしい。
- 外部との連携を強化していくべきではないか。
- 移行して終わりではなく、移行後のフォローも重要である。
- 地域移行のための通過点等として、障害者支援施設が運営するサテライト施設の創設を検討してはどうか。

(修正箇所) 329～333行、342～348行

- ・ 令和6年度報酬改定で加算が設けられた、地域移行に向けた動機付け支援（グループホームや1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学、他の事業所での食事体験、地域活動への参加、買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験等）を促進する必要がある。また、本人の意向確認を更に進めるための動機付け支援の方策について、引き続き検討する必要がある。
- ・ 地域移行は施設だけで実施できるものではなく、市町村等による地域の受け皿の整備と併せて、施設が地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターや地域のピアサポーター等の外部の関係者と連携する仕組みを構築する必要がある。また、移行後、生活が安定するまでは移行先と適宜連絡を取り、必要に応じて入所時の様子の共有や関係者を紹介するなど、フォローすることが重要である。
- ・ 地域移行や定員削減を段階的に進めるために、障害者支援施設が定員を削減しつつ運営するサテライト的な施設の必要性も検討する必要がある。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能について

(主な意見)

- 緊急時だけでなく、平時から専門性の還元について対応していくことが重要である。
- 地域生活移行により生じた空床を、短期入所に転換するといった取り組みにより、地域生活支援拠点の緊急受入れの強化に協力していくべきではないか。
- 地域の事業所等へのスーパーバイズ・コンサルテーションとあるが、民間から民間への介入は難しい。
- 本人の生活課題によるものだけでなく、家族の病気等で支援をできない状況になることもある。
- 災害時の対応について、施設にだけ押しつけるわけではなく、自治体も支援していることが明確になるよう「自治体と協力して」と追記してほしい。

(修正箇所) 356～367行

- ・ 地域では受入れが困難な専門的支援を必要とする方の短期入所を積極的に実施するなど、平時からその機能を地域に積極的に還元する必要がある。その際には、地域移行により生じた空床を活用することも検討する必要がある。
- ・ 地域の専門的支援体制の整備において、地域の事業所等へのスーパーバイズ・コンサルテーション等の役割を担うことや、地域住民に対して障害者への理解を深めるための啓発活動などを推進する必要がある。
- ・ 「地域生活支援拠点等」の機能を担い、本人や家族等の緊急時の相談支援や受入れを行うことが必要である。
- ・ 災害時には施設の建物・設備・備蓄物資、人材・ネットワークを活かして、専門的な支援を必要とする方を含め、自治体と協力して地域の障害者等を受け入れる福祉避難所の役割を担うことや被災者の自立・生活再建に向けた災害ケースマネジメントの取組へ関与することが望ましい。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

④ 入所者への専門的支援や生活環境について

(主な意見)

- 盲ろうの方、聴覚障害を有する方も同等に専門性が高いため、「など」でまとめることなく示してほしい。
- 人生会議（ACP）について、常に気持ちは変化し得るという前提で行っていく必要がある。

(修正箇所) 370～371行、376～380行

- ・ 施設においては、重度化・高齢化やろう重複、盲重複等の特別な配慮が必要な障害等に対応した専門的な支援を提供できる体制を整備する必要がある。
- ・ 人生の最終段階において住み慣れた場所で最期を迎えたいという本人の意思を最大限に尊重するため、「人生会議」（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の実施、職員に対するグリーフケア、医療機関等との連携など、看取り導入マニュアルを活用した丁寧な看取りを推進する必要がある。その際、常に気持ちは変化し得るという前提を踏まえることが重要である。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

2. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

(1) 待機者のニーズの捉え方について

(主な意見)

- 逼迫性を高い人を見極める基準が必要で自治体の実数を把握する必要がある。
- 直近1年以内に入所希望がある方など、緊急性の高い方と将来的な希望の方とは区別して把握すべきではないか。
- 詳細な調査を全国一斉に行うことは事実上困難と思われ、地域の実情に応じて、各都道府県の判断で実施すればよい。国は、都道府県に対し、調査の先進事例を紹介していただき、各自治体の判断で、適切に居住支援サービスのニーズ把握に努めるよう促していただければよいのではないか。
- 待機者の定義や把握方法について、全国的に統一することは、現実的には、今の段階では難しい。

(修正箇所) 401～408行

- 施設の待機者の考え方や把握方法は自治体間で相当のばらつきがあり、また、約半数の自治体が調査自体を実施していない現状にある。障害福祉サービスは国の基本指針に基づき、市町村において地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定して計画的な整備を推進していることを踏まえると、各自治体の実情に応じて実施する必要がある。このような現状を踏まえると、待機者の定義や把握方法等を全国的に統一することは現実的ではないとの指摘もあったが、どのような自治体支援が可能なのかを念頭に置きつつ、その他にとりうる対応等について、引き続き検討していく必要がある。
- その際、「入所を希望しているのは本人ではなく家族であることがある」、「複数施設に申し込んでいる者を実数として把握していないことがある」、「待機者数の把握にあたって緊急性の基準を定めていないことがある」などの課題について、考慮する必要がある。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について 主な論点の修正点について

2. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

(2) 障害福祉計画に係る基本指針の目標設定について

(主な意見)

- 年齢、障害種別、障害支援区分等で目標値を別設定にしてはどうか。
- 高齢の入所者の中には、地域移行の希望がある方もいることに配慮は必要。
- 入所期間や高齢化等に応じて複数の目標値を設定することについては、どんな障害であっても地域で生活できる共生社会を目指す中で、消極的な印象を与えるおそれがある。
- これまでのように、一定の目安や指針があったほうが、各自治体は地域の実情に合わせて成果目標の設定がしやすい。

(修正箇所) 4 2 3～4 2 8行

- これまでも障害者総合支援法の基本理念等に基づき、障害者の希望に応じた地域での暮らしを選択できるよう地域移行を進めてきた中で、現状では地域移行に取り組んでいないなど、求められる役割・機能を果たせていない施設も一定数あることを踏まえれば、第8期（令和9～11年度）の障害福祉計画に係る基本指針においても、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要である。
- なお、障害の程度や年齢に応じた目標やグループホームの体験利用等の地域移行へ向けた取組状況の目標を別の目標として設定することの必要性が指摘されたところであるが、現状では、障害の程度や年齢に応じた地域移行の状況を把握できていない。そのため、利用者一人ひとりの意向を踏まえた地域移行の実現を図ることが重要であることも踏まえ、まずは実態把握の方策も含め、具体的な対応を検討していく必要がある。